

高年福祉課・障害福祉課からのお知らせ

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044/障害福祉課 ☎38-2043

高齢者証明書の発行のご案内

65歳以上のかたに、「高齢者証明書」を発行しています。この証明書を、公共施設・興行施設等で提示すれば、割引料金で利用できます。更新の必要はありません。
申請方法 下記の～を持参し、本人が直接、高年福祉課で申請してください。
健康保険証など本人と確認できるもの
縦2.5cm×横2.0cmの最近の写真1枚
印鑑

はり・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術料を助成

対象 今年12月31日現在で70歳以上(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は60歳以上)となるかた
利用期間 9月1日～12月31日
助成内容 1回1,000円の施術利用券を2枚交付
申請方法 印鑑・健康保険証など本人が確認できるものを持参し、12月28日(金)までに高年福祉課・障害福祉課(平日・執務時間内)またはラポルテ市民サービスコーナー(平日・午前10時～午後7時/土・日・祝は午後5時まで/*第2・第3木曜日は休館)へ



家族介護慰労事業

対象 介護保険の要介護4・5に相当する在宅高齢者を介護している家族
助成内容 過去1年間に介護保険サービスを受けなかった場合に、そのかたの家族介護者に介護慰労金を支給
支給額 年額12万円
申請方法 高年福祉課へ



要介護認定者のかたの障害者控除の認定について

介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上のかたは、確定申告等の際に、障害者控除を受けることのできる認定書(障害者控除対象者認定書)を交付できる場合がありますので、高年福祉課へご相談ください。
申請方法 申請者(障害者控除を受けるかた)の証明書(保険証等)申請者の印鑑、要介護認定者のかたの証明書(保険証等)を持参の上、高年福祉課へ

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について医療費控除を受ける場合、初回は医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付します。2年目以降では、医師が発行する「おむつ使用証明書」にかえて、市が介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した書類(用紙は高年福祉課にあります)を確定申告書に添付することで足りる場合があります。意見書の記載内容によっては、市が書類を交付できない場合がありますので、高年福祉課介護保険担当(☎38-2024)でご確認ください。

高齢者バス運賃助成事業のご案内

70歳以上のかたに市内を運行する阪急バスで利用できる高齢者バス運賃割引証を交付しています。ただし、すでに交付されたかたは除きます。
対象 70歳以上のかた
助成内容 所定の運賃の半額で乗車できます。
*「割引証」を乗務員に提示してご利用ください。
申請方法 本人を証する健康保険証等と印鑑をもって高年福祉課へ

「救急医療情報キット」の普及に取り組んでいます

救急医療の現場では、患者さんの正確な医療情報が救命の重要なポイントとなります。
「救急医療情報キット」は、万が一の災害や急病に備え、医療情報(かかりつけ医・服薬内容・緊急連絡先など)を記入した用紙を筒状の容器に入れ、ご家庭にある冷蔵庫に収納し、緊急時に駆けつけた救急隊員が人命救助の迅速化に役立てるためのものです。
高齢者・障がい者・健康上不安を感じているかたで、本人の同意により、災害時など支援が必要なかたの登録も行い、自治会・マンション管理組合など地域のネットワークを通じて配布しています。
問い合わせ 社会福祉協議会 ☎32-7530



住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまち

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気で、八十五歳以上の四人に一人が認知症になる試算もあり、また近年六十五歳までに発症する「若年性認知症」の問題も取り上げられるようになり、本市でも認知症と向き合いながら暮らしている高齢者が年々増えています。
認知症は、孤独の病でもありません。私たちのやさしい声かけ、さりげない見守りがあれば住み慣れた芦屋でその人らしく暮らしていけます。
多くのかたに認知症を少しでも知っていただきより良いまちづくりを目指すという思いから、認知症サポーター養成講座を開催しています。講座の開催を希望される団体自治会管理組合・企業・学校などは社会福祉協議会までお申し込みください。
「認知症サポーター」になりませんか
認知症サポーター養成講座を受けたかたを、認知症サポーターと呼びます。
認知症サポーターは何か特別なことをする人ではありません。
認知症を正しく理解し、認知症のかたや家族を温かく見守る応援者となつていただきたいのです。



認知症でも安心して暮らせるまちへ

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎327530

認知症の人をささえる家族の会「あじさいの会」

認知症の人をささえる家族がつどい、経験や情報を分かち合いながら、お互いを励まし、助け合ってよりよい介護をめざしています。
日時 第3月曜日・午後1時30分～3時30分
会場 保健福祉センター2階(団体会議室)
内容 偶数月 交流会 / 奇数月 おしゃべり会
《9月の開催日》
日時 9月10日(月)午後1時30分～3時30分
問い合わせ あじさいの会事務局 ☎32-7530(社会福祉協議会内)



安心していきいきと暮らすために～権利擁護に関する相談・事業をご存じですか～

【権利擁護専門相談】<予約制>
■日時 火曜日・午後1時30分～3時30分
■内容 虐待をはじめ、悪徳商法や多重債務・成年後見等、高齢者の権利に関する相談
■相談員 弁護士・司法書士・社会福祉士
■申し込み 相談日の前日までに、権利擁護支援センター(☎31-0682)へ
【法律相談①】<予約制>
■日時 木曜日・午後1時～4時
■内容 遺言・相続・交通事故等
■相談員 弁護士
■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです(☎38-5401)へ
【法律相談②】<予約制>
■日時 金曜日・午後1時～4時
■内容 登記・多重債務整理など
■相談員 司法書士
■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです(☎38-5401)へ
【福祉サービス利用援助事業】
認知症等により判断能力が不十分なかたが、地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理をお手伝いする事業です。
■申し込み 社会福祉協議会(☎32-7530)へ

粗大ごみ(有料)のごみ出し支援収集のご案内

対象 近所や親族等による協力が得られないかたで、次のすべての要件を満たしているかた
高齢者世帯(65歳以上・介護保険認定者)障がいのあるかた(ひとり暮らし・ホームヘルプサービスを利用しているかた)
申し込み 平日の午前9時～正午・午後0時45分～午後4時までに、下記「粗大ごみ収集受付」へ
問い合わせ 環境処理センター ☎22-2166

気軽に楽しく健康づくり～介護予防と社会参加～

使ってみよう！健康遊具

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2024
「健康遊具」とは、大人のための健康づくりを目的とした公園遊具です。ツボ押しやストレッチ、筋力向上などの運動を行うことができます。市内33カ所の公園に設置してありますので、散歩の途中など好きな時間に、日常生活の中で気軽にご活用ください。
岩ヶ平公園・芦屋中央公園・親水中央公園は介護予防の拠点公園としており、多くの健康遊具が利用できます。
「健康遊具」の設置場所・使い方は、「健康遊具マップ」に掲載しています。「健康遊具マップ」は市役所窓口や高齢者生活支援センターなどの窓口を設置しています。



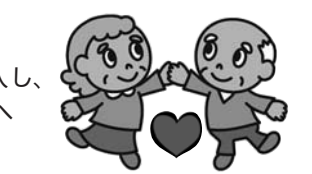
老人クラブに参加しませんか

問い合わせ 老人クラブ連合会事務局 ☎32-7558
地域に住む人たちが力を合わせ、心を寄せ合い、熱意を持って取り組む活動にこそ、老人クラブの存在意義があります。
本市には現在48の地域老人クラブがあり、会員数は約3,000人です。また、老人クラブ連合会を結成し、全市的な演芸発表会・作品展・ゴルフなどの各種スポーツ大会や敬老行事を開催するほか、各種のサークル活動も盛んです。60歳以上であれば、どなたでも加入できます。加入を希望されるかたは、老人クラブ連合会へお問い合わせください。



ゆうゆう倶楽部のご案内

ゆうゆう倶楽部は、防音効果のある空き教室を利用し、市内在住のおおむね60歳以上の高齢者を中心としたグループの教養・文化・趣味・世代間交流等の活動に、無料で部屋を開放しています。
ご利用は 毎日・午前9時～午後5時(12月29日～1月3日を除く)
【潮見ゆうゆう倶楽部(潮見小学校2階)】
■定員 約20人
■申し込み 申請書に必要事項を記入し、平日・執務時間内に下記へ
■問い合わせ 高年福祉課(☎38-2044)
【朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部(朝日ヶ丘小学校3階)】
■定員 約40人
■申し込み 申請書に必要事項を記入し、毎週月曜日の午前10時～正午に、下記へ
■問い合わせ 朝日ヶ丘コミュニティ・スクール(☎32-1123)



介護予防センターは保健福祉センターの二階にあります。高齢者のかたが、いつまでもいきいきと充実した生活を送っていただくための介護予防の拠点施設です。
介護予防のため運動機能向上や口腔ケア・栄養改善の介護予防事業を実施しています。また、センター内にはマシンを設置した運動スペース・利用者が集えるキッチンを設置した交流スペースを設けています。
【介護予防事業】
■マシントレーニング
運動機能を向上させるため、運動スペースのマシンを、開放時間内にはいつでも自由に利用いただけます。
■体操教室
事業の空き時間を利用して、姿勢改善やリズム体操などの運動指導を行います。毎月実施内容や日時が変更されます。参加のための事前申し込みは不要です。
■さわやか教室
六十五歳以上のかたであれば、どなたでも参加できます。(※広報紙で参加者を募集)
【ご利用時の注意】
介護予防センター・介護予防事業は六十五歳以上のかたが利用できます。上履き・飲み物水分補給用は各自ご持参ください。
【基本チェックリスト】
要介護認定を受けていない六十五歳以上のかたに、基本チェックリストを郵送します。また、老人クラブ連合会を結成し、基本的な生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ状態(閉じこもり等)の項目については、いいえと記入していただく質問票です。お手元に届きましたら、回答返送のご協力をお願いします。



生きがい対応型のデイサービス

60歳以上の家に閉じこもりがちな自立高齢者に、健康体操や陶芸・手芸・絵画等の趣味活動(材料費等は実費)等のサービスを提供しています。ご活用ください。
ただし、入浴・食事および送迎のサービスはありません。ご了承ください。
【社会福祉協議会の事業】 問い合わせ ☎32-7530
■陽光町営集会所 月1回金曜日・午後 / フラワーアレンジメント・ゲームほか
■潮見ゆうゆう倶楽部 第3火曜日・午後 / 手作り作品ほか
■打出集会所 第2水曜日・午後 / 手作り作品・詩吟ほか
■春日集会所 第4木曜日・午前 / 小物作り・コース・音楽鑑賞ほか
■保健福祉センター 第2・4金曜日・午前 / 不定期・午後 / 手作り作品・歌・気功ほか
■三条集会所 第4土曜日・午前 / 歌う会
■三条コミスク会議室 第3水曜日・午後 / お茶とお話の会・簡単クッキング
■高浜町第3集会所 第3金曜日・午後 / 手作り作品・歌・フォークダンスほか
■若宮集会所 不定期・午後 / カラオケ・マージャン・寄せ植えほか
■上宮川文化センター 不定期・午後 / 寄せ植え・手品・手芸ほか
■大原集会所 第3木曜日・午前 / コーラス
■朝日ヶ丘集会所 第1木曜日・午後 / 気功・ちぎり絵・小物作りほか
【シルバー人材センターの事業】 問い合わせ ☎32-1414
■老人福祉会館 毎週木曜日・午後 / 手作り作品・体操ほか
【ファミリーライフケアの事業】 問い合わせ ☎31-1162
■ファミリーライフケア 毎週火曜日・午後 / 水彩画・手芸・調理ほか
【はまゆうの事業】 問い合わせ ☎22-3888
■はまゆう 毎週月曜日・午前 / 歌・お話の会ほか

